
「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（公正慣習規則第3号）の一部改正について

日証協 平18.2.8

本協会では、2月8日の自主規制会議において、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（公正慣習規則第3号）の一部を改正した。

今般の改正は、本協会において昭和52年2月1日より公表を行ってきた、現先参考利回り発表制度について、現在では日本銀行発表の「集計レポレート」等が、現先売買市場関係者において広く利用されており、現先参考利回り発表制度は一定の歴史的役割を終えたと考えられること等に鑑み、同発表制度を廃止することとし、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（公正慣習規則第3号）について、所要の見直しを図るものである。

本規則改正は、平成18年4月1日から施行する。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（公正慣習規則第3号） の一部改正について

平成 18 年 2 月 8 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

公社債の現先売買市場の拡大に伴い、昭和 51 年 3 月に大蔵省証券局長通達「債券の条件付売買の取扱いについて」が示達され、現先売買市場を健全な債券売買市場として整備・育成するための市場ルールの周知徹底が図られたことを受け、本協会では、昭和 52 年 2 月 1 日より「公社債の店頭気配の発表および売買値段に関する規則」（公正慣習規則第 3 号）（規則名は当時）の一部改正を行い、協会員が顧客との間において行う現先売買の参考とするための利回りの公表を行ってきたところである。

一方、日本銀行においては、レポ市場及び国債市場全般の流動性向上に資するとの観点から、平成 12 年 12 月 18 日より、日本銀行の金融調節取引先から報告を受けているレポレート原則として毎営業日の夕刻に集計し、同行ホームページに掲載を行っている。これは、国債のレポ（現先）取引及び貸借（いわゆる日本版レポ）取引のレポレートについて、国債借入オペ及び国債売買オペ対象先から、市場で取引されている主要な期間及び銘柄について各レートの報告を受け、単純平均値（報告データの上下 3 先を除く）を集計、公表するものである。

こうした状況のなか、本協会が公表する現先参考利回りに代わり、広範な報告カバレッジ、詳細な内容、オペ先からの報告に基づく市場実勢に即した報告等の特徴を有する日本銀行の集計レポレート等が、現在では現先売買関係者において広く利用されており、現先参考利回り発表制度は一定の歴史的役割を終えたと考えられること、また、報告協会員への実務的・コスト的負担の低減等の観点から、現先参考利回り発表制度を廃止することとし、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（公正慣習規則第 3 号）について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

- ・ 本規則における目的から、現先参考利回りの発表に係る箇所を削る。 （第 1 条改正）
- ・ 現先参考利回りに関連する条文を削除する。 （第 8 条、第 9 条、第 10 条削除）

3. 施行の時期

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

**「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（公正慣習規則第3号）
の一部改正について**

平成18年2月8日

（下線部分変更）

新	旧
（目 的） 第1条 この規則は、本協会が行う公社債（本邦内で発行されたものであって、新株予約権付社債を除く。以下同じ。）の店頭売買の参考となる利回り等の発表、協会員と顧客（他の協会員を含む。以下同じ。）との間の公社債店頭取引の公正性の確保、公社債の異常な取引の禁止、約定処理の管理等について必要な事項を定め、公社債の店頭売買その他の取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。 （現先取引の参考利回りの発表） 第8条 削 除 （現先取引の参考利回りの種類、算出方法等） 第9条 削 除 （協会員による現先取引の利回りの報告） 第10条 削 除	（目 的） 第1条 この規則は、本協会が行う公社債（本邦内で発行されたものであって、新株予約権付社債を除く。以下同じ。）の店頭売買<u>及び条件付売買（以下「現先取引」という。）</u>の参考となる利回り等の発表、協会員と顧客（他の協会員を含む。以下同じ。）との間の公社債店頭取引の公正性の確保、公社債の異常な取引の禁止、約定処理の管理等について必要な事項を定め、公社債の店頭売買その他の取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。 （現先取引の参考利回りの発表） 第8条 <u>本協会は、協会員が行う公社債の現先取引の際に協会員及び顧客の参考に資するため、本協会が指定する協会員（以下「現先利回り報告協会員」という。）からの報告に基づき、協会員が顧客へ売付ける際の現先取引の参考利回りを発表する。</u> <u>2 参考利回りの発表は、毎営業日（半休日を除く。）、本協会の所定の様式により行う。</u> （現先取引の参考利回りの種類、算出方法等） 第9条 <u>現先取引の参考利回りの種類及び算出方法等は、次の各号によるものとする。</u> <u>1 参考利回りの種類は、発表月を起点として月中物、翌月物、2か月物及び3か月物のそれぞれの平均利回り、最高利回り及び最低利回りとする。</u> <u>2 平均利回りの算出方法は、現先利回り報告協会員から報告を受けた利回りの算術平均とする。</u> <u>3 参考利回りの表示は、年利をもってする。</u> （協会員による現先取引の利回りの報告） 第10条 <u>現先利回り報告協会員は、発表日の</u>

新	旧
付 則 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。	<u>午前 9 時 30 分現在における額面 5 億円程度の現先取引について、自社が顧客へ売付ける際に標準とする利回りを、当日の午前 10 時までに本協会に報告するものとする。</u>